

1. マニフェストシステムとは

マニフェストシステムとは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の種類、数量、形状、荷姿、収集運搬業者名、処分業者名、最終処分の場所、取り扱い上の注意事項等を「産業廃棄物（マニフェスト）」に記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理するとともに、廃棄物の処理を確認するためのものです。

2. 建設系廃棄物の種類

産業廃棄物は、大別すると「特別産業廃棄物」とそれ以外の産業廃棄物とに分けられますが作業所から排出される建設系廃棄物の種類としては主に下記のようなものがあります。

- ①排出事業者は、最終処分（再生を含む）の予定場所をマニフェストへ記載しなければなりません。
- ②中間処理業者、最終処分業者、再生業者は、最終処分が終了した情報を処分を委託した者にマニフェストにより通知しなければなりません。
- ③排出業者がマニフェストで最終処分終了を確認することが義務づけられました。
180日を過ぎても最終処分の通知がない場合、排出事業者は廃棄物の処理状況等を把握し、行政に報告するなど必要な措置を講じる必要があります。
- ④不適正処理が行われたときは、マニフェストの虚偽記載、不交付、未記入があれば、措置命令の対象となります。また厳罰を受けることがあります

○建設系産業廃棄物

安定型産業廃棄物	がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物。
		①コンクリートがら
		②アスファルト・コンクリートがら
		③その他のがれき類
	ガラスくず及び陶磁器くず	①コンクリートがら
	廃プラスチック類	②アスファルト・コンクリートがら
	金属くず（鉛を含まないもの）	③その他のがれき類
ゴムくず	天然ゴムくず	
管理型産業廃棄物	汚泥	含有率が高く粒子の微細な泥状の掘削物を標準仕様ダンプトラックに山積みができず、またその上を人が歩けない状態（コーン指数が概ね200KN/㎡以下または一軸圧縮強度が概ね50KN/㎡以下） 具体的には、場所打杭工法、汚水シールド工法等で生じる廃泥水
	ガラスくず及び陶磁器くず	有機性のものが付着・混入した廃容器・包装、廃石膏ボード
	廃プラスチック類	有機性のものが付着・混入した廃容器・包装
	金属くず（鉛を含まないもの）	有機性のものが付着・混入した廃容器・包装、鉛管、その他鉛を含む物
	木くず	解体木くず（木造家屋解体材、内装撤去材）伐採材、抜根材
		新築木くず（型枠、足場材等、内装、建具工事等の残材）
	紙くず	梱包紙、ダンボール、壁紙くず、障子紙
	繊維くず	廃ウエス、縄、ロープ類、畳、じゅうたん
	廃油	アスファルト乳材等の使用残渣（タールビッチ類）防水アスファルト、重油
燃え殻	現場内焼却残渣物（ウエス、ダンボール等の焼却灰）	